

令和6年3月14日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

市第158号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

「児童福祉法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第5号。以下「府令」という。）が定められたことから、府令の基準に合わせて「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年条例第60号）等3つの条例の一部を改正します。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）の制定に伴い、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年条例第60号）の一部を改正します。

2 改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第61号）
- (3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第62号）

3 主な改正の概要

(1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

ア 児童発達支援センターの一元化及び児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化

児童福祉法の一部を改正する法律により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「児童発達支援センター」について、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に類型を一元化します。あわせて、既存の福祉型における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化します。

イ その他所要の改正

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」が令和6年4月1日に施行されることに伴い、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改正します。

(2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

ア 児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場合に限る。以下、アにおいて同じ。）における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化

児童福祉法の一部を改正する法律により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化します。あわせて、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化します。

イ 障害児通所支援事業所の管理者の専従要件の緩和

障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとします。

ウ 障害児支援における子どもの最善の利益の保障

指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととします。

エ 質の高い発達支援の提供の推進

(ア) 総合的な支援の推進

指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととします。

(イ) 事業所の支援プログラムの作成、公表

指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならないこととします。

(ウ) 自己評価・保護者評価の充実

指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化します。

オ インクルージョンに向けた取組の推進

指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならないこととします。

(3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

ア 移行支援計画の作成

指定障害児入所施設の管理者は、成人期に向けた移行支援を早期から計画的に促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めなければならないこととします。

イ 家庭的な養育環境の確保

指定障害児入所施設は、できる限り障害児が良好な家庭的環境において支援を受けることができるよう努めなければならないこととします。

ウ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

指定障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととします。

(ア) 入所支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととします。

(イ) 個別支援会議の実施

児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることとします。

エ 新興感染症発生時等の対応に係る体制整備

新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。

また、指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととします。

4 施行期日

令和6年4月1日（改正される府令等同日）

ただし、一部規定は、令和7年10月1日から施行します。